

米国特許判決紹介

— 2020.3.26 CAFC判決 (GENENTECH, INC. v. ANDREI IANCU) —

特許業務法人HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

www.harakenzo.com/jpn/bio/

06-6351-4384 (代表)

iplaw-osk@harakenzo.com

Click!



1. 判決要旨

アントラサイクリン誘導体の非存在下で、抗ErbB2抗体(ハーセプチンなど)とタキソイドとを投与することにより、乳癌などのHer2(erbB2遺伝子によってコードされる)の過剰発現を特徴とする疾患を治療する方法に関する米国特許第7,846,441(441特許)等について、IPRで特許性が争われた事件の米国連邦巡回控訴裁判所(CAFC)の判決。**CAFCは、特許権者が審査過程で行ったOA応答内容と矛盾するクレーム解釈は認められない旨を判示。**

2. 事件の概要 Genentech, Inc. v. Iancu 事件 (Fed. Cir No. 2019-1263, 2019-1267, Decided: March 23, 2020)

<441特許の Claim 1>

1. A method for the treatment of a human patient with a malignant progressing tumor or cancer characterized by overexpression of ErbB2 receptor,
comprising administering a combination of an intact antibody which binds to epitope 4D5 within the ErbB2 extracellular domain

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。